

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における競争的研究費等取扱規程

平成19年10月25日

自機規程第70号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における競争的研究費等の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的研究費等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において競争的研究費等とは、次のものをいう。

- 一 研究者が自主的に研究課題を設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金及び助成金
- 二 研究者が資金配分機関の研究課題に対して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）

2 この規程において機関とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設、第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設及び同条第2号に規定する岡崎統合事務センターをいう。

(責任と権限)

第4条 機構の競争的研究費等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- 一 最高管理責任者は、機構全体を統括し、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、機構長をもって充てる。
- 二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営、管理及びコンプライアンス教育について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究費の不正使用防止担当理事をもって充てる。
- 三 コンプライアンス推進責任者は、機関における競争的研究費等の運営、管理及びコンプライアンス教育について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、機関の長（岡崎共通研究施設及び岡崎統合事務センターにおいては、担当責任所長）をもって充てる。

四 コンプライアンス推進責任者の下に、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営及び管理が行えるよう、強力にリーダーシップを発揮するとともに、自ら積極的に啓発活動を行うものとする。

3 統括管理責任者は、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示したコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を定めるものとする。

(組織体制)

第5条 機構に、競争的研究費等の不正な使用の防止に関する重要事項を審議するため、競争的研究費等の不正使用防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織、運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(不正防止計画等の策定)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、不正の発生する要因を把握した上で、競争的研究費等を適正に運営及び管理するため、不正防止計画を策定するとともに、必要に応じて不正防止計画を見直すものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の策定に当たり次の各号に掲げる事項を明記するものとする。

一 謝金及び賃金の支給等に係る実態又は事実の確認体制の構築及び実施

二 旅費における運賃等の確認体制の構築及び実施

三 物品等の発注に基づく適正な給付の完了の確認体制の構築及び実施

四 コンプライアンス教育及び啓発活動の実施

五 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書の提出を求めること及び提出がない場合は競争的研究費等の運営・管理に関わることができないこと

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に提出するものとし、これを変更する場合においても同様とする。

4 前項の提出を受けた統括管理責任者は、委員会の審議に附した上で、最高管理責任者に報告するものとする。

5 統括管理責任者は、委員会の審議により不正防止計画の内容が不適當又は不十分であると認める場合には、コンプライアンス推進責任者に対し改善を求めることができるものとする。

6 コンプライアンス推進責任者は、前項の改善を求められた場合は、これを改善し、統括管理責任者に提出するものとする。

7 統括管理責任者は、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示したコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を定めるものとする。

(不正防止計画の実施)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）を置き、主体的に不正防止計画を実施しなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施状況について、毎事業年度終了後6か月以内に、書面により統括管理責任者に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、委員会の審議に附した上で、最高管理責任者に報告するものとする。統括管理責任者は、委員会の審議により、報告内容が不相当と認められる場合には、コンプライアンス推進責任者に対し改善を求めるものとする。

4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われないよう、機構における競争的研究費等の適正な運営及び管理を行うものとする。

（相談窓口の設置）

第8条 機構に、競争的研究費等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため別表のとおり相談窓口を置く。

2 事務局に設置する窓口は、機構における相談窓口事務について統一的な運用を図るための連絡調整を行う。

3 相談窓口は、競争的研究費等に係る事務処理手続に関する機構内外からの問い合わせに対応し、機構における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

（通報窓口の設置）

第9条 機構に、競争的研究費等に係る機構内外からの通報に適切に対応できるようにするため通報窓口を置く。

2 通報窓口に関し必要な事項については、別に定める。

（不正使用の判定等）

第10条 通報により機構における不正使用の疑いがある場合の調査、審理及び判定に関する事項は別に定める。

（内部監査の実施）

第11条 監査室は、不正防止計画について、不正防止計画推進部署と連携し、毎事業年度に実施状況を内部監査し、形式的要件の監査のほか、体制に関する監査を実施する。

2 監査室は、前項の監査を実施したときは、書面により最高管理責任者に遅滞なく報告するものとする。

（監査結果等の反映）

第12条 最高管理責任者は、監事監査、会計監査人の監査及び内部監査等の指摘を統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に周知しなければならない。

2 統括管理責任者は、前項の指摘により不正防止計画の変更が必要と判断した場合は、コンプライアンス推進責任者に改善を指示するものとする。

3 統括管理責任者は、第1項の指摘により不正防止計画が計画どおりに実施されていないと認める場合については、コンプライアンス推進責任者に改善を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

別表 相談窓口（第8条関係）

機関等名	相談窓口	
	競争的研究費等の申請等に関すること。	競争的研究費等の使用に関すること。
事務局	事務局企画連携課	事務局財務課

新分野創成センター		
アストロバイオロジーセンター	国立天文台事務部研究推進課	国立天文台事務部研究推進課
生命創成探究センター	岡崎統合事務センター 総務部国際研究協力課	岡崎統合事務センター 財務部財務課
国際連携研究センター	事務局企画連携課	事務局財務課
国立天文台	国立天文台事務部研究推進課	国立天文台事務部研究推進課
核融合科学研究所	核融合科学研究所管理部 研究支援課	核融合科学研究所管理部 財務課
基礎生物学研究所	岡崎統合事務センター 総務部国際研究協力課	岡崎統合事務センター 財務部財務課
生理学研究所		
分子科学研究所		
岡崎共通研究施設		
岡崎統合事務センター		